

「フルハウス 指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(三重県指定 第 2472500137 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

○ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

○ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

○必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 はまゆう会
法人所在地	三重県津市香良洲町 1990番
電話番号	059-292-4888
代表者氏名	理事長 長谷川 信
設立年月	平成11年 6月 9日

2. 事業所の概要

施設の種類	指定居宅介護支援事業所 平成12年1月31日 指定 三重県 2472500137号
施設の名称	フルハウス 居宅介護支援事業所
施設の所在地	三重県津市香良洲町 1990番
電話番号	059-292-4151
管理者	近藤 良子
開設年月	平成12年 4月 1日

事業の目的

この事業は、要介護者等からの相談に対し、要介護者等がその心身状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が

十分に確保されるよう居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整及びその他の便宜の提供を行うことを目的とします。

事業の運営方針

- ①利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り自宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努めます。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮してケアマネジメントします。
- ③利用者の意向及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立にケアマネジメントします。
- ④事業の運営にあたっては、香良洲町、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めます。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

旧香良洲町、旧一志町、旧津市、旧久居市、旧嬉野町、旧三雲町の区域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（但し、年末年始は休業日とする）
受付時間	8：30～17：30 （緊急の場合は夜間、休日も対応致します）

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しています。

〈主な職員の配置状況＊職員の配置については、指定基準を遵守しています。〉

職 種	常 勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1		1	1
2. 介護支援専門員	4	1	4.4	1

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）＊

〈サービスの内容〉

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞

①事業所は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。



②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。



③介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。



④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調査を行ないます。
- ・ご契約者の意向を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行ないます。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介

その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合には、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いください。

	居宅介護支援費(Ⅰ)	居宅介護支援費(Ⅱ)	居宅介護支援費(Ⅲ)
要介護1・2	10,050円	5,020円	3,010円
要介護3・4・5	13,060円	6,530円	3,920円

☆初回加算

指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は、1ヶ月につき300単位を加算します。

☆入院時情報連携加算

利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として100単位又は200単位を加算します。

☆退院・退所加算

病院若しくは診療所への入院又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた利用者が、退院又は退所しその居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合には、入院又は入所期間中につき3回を限度として300単位を加算する。ただし、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

☆認知症加算

日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知証の利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合には、1月につき150単位を加算する。

☆独居高齢者加算

独居の利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合には、1月につき150単位を加算する。

☆地域区分ごとの上乘せ割合

上記までにより算定した単位数は、1単位10円で計算していますが、地域区分の適用により2.1%が加算されます。

(2) 利用料金のお支払方法

前記(1)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ア. 窓口で現金支払
- イ. 下記指定口座への振込み
百五銀行香良洲支店 普通預金 157241
- ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし
(利用した翌月の27日に引落としされます。)

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行なう介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替 (契約書第7条参照)

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状などの急変があった場合は、速やかに利用者の緊急連絡先に連絡をとり、主治医に連絡する等必要な措置を講じます。

緊急連絡先および主治医については、契約書別紙に記載のうえサービス利用開始時までに提出していただきます。

8. 苦情の受付について (契約書第17条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けています。

○苦情受付窓口 (担当者)

介護支援専門員 近藤 良子

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

(2) 行政機関その他苦情受付機関

津市役所健康福祉部	所在地 三重県津市西丸之内 23 番 1 号 T E L : 059-229-3149 F A X : 059-229-3334 受付 介護保険課
香良洲総合支所	所在地 三重県津市香良洲町 1 8 7 8 T E L : 059-292-4302 F A X : 059-292-2364 受付 市民福祉課
三重県国民健康保険 団体連合会	所在地 三重県津市栄町 3 丁目 143-1 笠間第 2 ビル 3 階 T E L : 059-222-4165 F A X : 059-222-4166 受付 介護保険課 苦情処理係
三重県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 三重県津市桜橋 2 丁目 131 三重県社会福祉会館 3 階 T E L : 059-224-8111 F A X : 059-213-1222 受付 苦情相談室

平成 年 月 日

指定居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 はまゆう会
フルハウス 居宅介護支援事業所

説明者 : 職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 : 住所

氏名

印

代理人 : 住所

利用者との関係

() : 氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望される場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間終了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑥事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約書から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下に事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合